

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から57年3月まで

私は、申立期間当時、アルバイトをしながら税理士を目指して勉強していた。国民年金保険料を納付しなければ将来受け取る年金額が少なくなると思い、苦しい生活費の中から保険料を納めていたので、未加入、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金の加入期間（概ね26年間）に保険料の未納がなく、厚生年金保険との切替手続も適切になされているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の保険料の納付場所及び納付方法についての記憶は具体的かつ鮮明である上、申立人が所持する当時の学生手帳に記載された保険料納付額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時、四年制大学の通信教育課程と専門学校に在籍していたが、当時は強制加入の対象者であったため、社会保険庁の記録が未加入とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年9月まで

申立期間当時は、市役所から納付書が町内に送付され、町内会の人が集金に来ており、その際に母親が両親と自分と三人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。三人分を一緒に納付していたのに、自分の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適正に行っているとともに、同居の両親も制度開始から国民年金に加入して保険料を完納していることから、申立人及び申立人の両親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、母親が町内会の集金人に申立人及び両親の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、事実、申立人の居住する地域においては、納付組織が存在し、保険料の徴収が行われていたのが確認できることから、申立内容には信憑^{ひょう}性が認められる。

さらに、申立期間前後の期間は納付済みであり、当時の申立人及びその両親の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い母親が申立期間において申立人のみの保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

昭和49年6月から50年3月の国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付が確認できないとの回答であった。申立期間当時は、地区の集金人が自宅に集金に来て母親が保険料を納付していた記憶があるし、年金は大切であると両親が言っていたので、未納の期間があるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立期間後の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである。

また、申立人は、母親が申立人夫婦の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたと主張しているところ、事実、申立人の所持する国民年金検認記録カードにより、申立期間後の昭和51年2月以降の保険料は夫婦同一日に地区集金人に納付されているとともに、申立期間直後の50年4月及び同年8月から51年1月までの期間の保険料は市役所窓口で納付されているのが確認できることから、申立内容には信憑^{ひよう}性が認められる。

さらに、申立人の妻は、自分の婚姻直前の昭和50年3月分の国民年金保険料を同年6月3日に過年度納付していることについて、ずっと夫婦の保険料を納付していた申立人の母親が納付したものであると証言しており、納付意識の高い母親がこの時点で過年度納付が可能な申立人の申立期間に係る保険料を過年度納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで
② 平成元年 2 月から 3 年 5 月まで

私は、昭和 37 年 7 月に結婚し夫の実家に嫁いだ。20 歳の昭和 38 年 3 月に当時の町役場から書類が来たので、国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料は、義父が義父母、夫、自分の分をあわせて 4 人分を町内の集會場で会計の人に渡していたと記憶している。

また、申立期間②の国民年金保険料は、夫の口座から口座振替で納めていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は国民年金第 1 号被保険者であり、社会保険庁の記録を前提にしても、平成元年 2 月は事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、同年 2 月の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

しかしながら、平成元年 3 月から 3 年 5 月までの期間については、資格喪失手続によって納付書が発行されなかったものと推認できる上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、社会保険庁の記録及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 39 年 4 月 1 日に国民年金に加入し同年 8 月 5 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことが確認でき、この時点では、過年度納付及び特例納付以外の方法で国民年金保険料を納付することができないとともに、申立人は当時、保険料納付に関与していないため納付状況が不明

である上、申立人に過年度納付又は特例納付を行った記憶も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から同年12月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から同年12月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付がないとの通知を受けたが、納得がいかない。

申立期間については、父が家族六人分（父、母、長兄、長兄の妻、次兄及び自分）の保険料をまとめて納付組織に納付しており、私だけ未納になっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、結婚するまでの間は、父親が申立人及び同居家族（父、母、長兄、長兄の妻及び次兄）の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録により、父親は申立人兄弟（長兄、長兄の妻、次兄及び申立人）の国民年金保険料を納付しており、申立人の父親の保険料納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年3月31日から同年4月30日までの間に払い出されているのが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるとともに、申立人家族の生活状況に大きな変化が認められないことから、過年度納付が可能な時期に納付意識の高い父親が申立人の保険料のみ納付しないのは不自然である。

加えて、申立人の二人の兄も、父親が申立人のみの保険料納付しなかったの

は考えられないと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料の納付が無いと通知を受けたが、納得がいかない。
申立期間については、父が家族三人分（父、母及び自分）まとめて納付しており、私だけ未納になっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、父親が申立人及び同居家族（夫及び母親）の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、事実、社会保険庁の記録により、父親は、亡くなるまで同居家族全員の国民年金保険料をすべて納付しており、父親の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月27日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は、過年度納付により納付することが可能であるとともに、申立人家族の生活状況に大きな変化は認められないことから、過年度納付が可能な時期に納付意識の高い父親が申立人の保険料のみ納付しないのは不自然である。

加えて、申立人の夫や母親も、父親が申立人の保険料のみ納付しなかったのは考えられないと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和39年1月から同年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。36年4月の制度開始時からずっと、夫婦二人分の保険料を集落の集金人に定期的に納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、それぞれ3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、夫婦二人分の保険料を集落の集金人に定期的に納付していたと主張しているところ、事実、村役場の回答により、当時、集落の集金人が保険料を収納していたのが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立期間前後は保険料が納付済みである上、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和39年1月から40年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。36年4月の制度開始時からずっと、夫婦二人分の保険料を集落の集金人に定期的に納付してきたので、申立期間分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、29年3か月間に及ぶ国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を集落の集金人に定期的に納付していたと主張しているところ、事実、村役場の回答により、当時、集落の集金人が保険料を収納していたのが確認できることから、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、村保管の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその妻の保険料は同一日に納付されていることが推認できるとともに、申立期間前後の期間は保険料が納付済みである上、申立人の妻のみ昭和39年4月から同年12月までの期間の保険料が納付済みになっているなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 20 日まで

昭和 30 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 20 日までの A 社での厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらったが、請求も受給も覚えがない。

A 社では経理事務と人事関係を担当し、社会保険の仕組みや手続についてはよく知っていた。村役場で年金事務を担当していた姉からは絶対解約してはならないと強く言われており、婚姻後落ち着いたら年金を継続するつもりであったので、請求するはずがない。

退職翌月の 3 日に結婚し B 市に転居している。B 市は初めての土地で銀行口座もなく、社会保険事務所の場所も知らない。また、C 県の社会保険事務所まで手続に行くとは考えられないし、行った記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票及び戸籍謄本から、申立人が A 社を退職した翌月の昭和 34 年 5 月 4 日に住所変更、同月 15 日に婚姻届を提出していることが確認できる。脱退手当金が支給されたとされる日は婚姻届出日の約 2 か月後であるが、当該事業所の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままとなっていることから、結婚・転居を控えた申立人が退職直後に旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとされる日は住所変更後であり、新住所から社会保険事務所又は最寄りの郵便局へ行き、脱退手当金を受給した記憶はないとする申立内容は信用できる。

さらに、申立人は、①役場で年金事務を担当していた姉から年金を継続するよう強く言われていたこと、②その後再加入した事業所の経理・人事担当及

び代表者として、当該事業所を退職する者には、年金の継続を強く勧め続けていたと申し立てているところ、①申立人の姉からは、申立人に対し脱退手当金を受給せず年金を継続するよう勧めた記憶があるとの証言があること、②申立人が申立事業所の後に厚生年金保険に再加入した事業所において、再加入後に当該事業所を退職した 468 名のうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金を受給した者は2名のみであることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人は年金制度に対する理解と年金受給の意識が高かったものと認められ、申立人自らが脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、当時は再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示を行うとの社会保険庁の通知が存在したが、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証にはその表示が無く、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所が、上記通知と異なる取扱いを行っていたと認めるに足りる事情も無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和27年12月から28年3月までの期間について、事業主は、申立人が27年12月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年4月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月から26年4月まで
② 昭和26年11月から27年1月10日まで
③ 昭和27年11月から28年4月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A株式会社B支店に勤務していた申立期間①並びに同社C支店に勤務していた申立期間②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

申立期間は、いずれも冬季の出稼ぎの期間であり、同社B支店及びC支店に勤務していたと記憶している。

どの期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が名前を挙げている2名の同僚の証言から、申立人がA株式会社C支店に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の同社の被保険者名簿には、申立人の氏名、生年月日と酷似した被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者記録は、記号番号が基礎年金番号に未統合のままになっている上、申立期間とほぼ一致する内容であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年12月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年4月17日に資格を喪失した旨の届

出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、同社B支店に勤務していたとする申立期間①については、社会保険庁の被保険者記録において、申立人及び申立人が挙げた同僚も含めて勤務実態が確認できない上に被保険者名簿の整理番号にも欠落はない。また、同社C支店に勤務していたとする申立期間②については、社会保険庁の被保険者記録において申立人及び申立人が挙げた同僚も記録が確認できない上、申立人と同僚の被保険者記録（昭和27年1月10日から同年3月31日までの期間）は一致している。さらに、申立期間③のうち昭和27年11月から同年12月10日までの期間については、申立事業所において申立期間当時の人事記録、賃金台帳等が保管されておらず、同僚からも証言が得られないため、勤務実態が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和27年11月から同年12月10日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年5月30日）及び資格取得日（昭和44年2月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和42年6月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から44年1月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から44年2月3日まで

私は、昭和42年4月ごろ、B市C町にあったA事業所に入社した。約1年後、同市D町に新しく作業所を開設することになったので、私はその立ち上げ準備に携わり、完成後は当該作業所の運営を任せられ、44年9月までD町で勤務した。

途中で退職することなく、申立期間中もA事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和42年5月15日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月30日に資格を喪失後、44年2月3日に同事業所において再度資格を取得しており、42年6月から44年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の証言から、申立てのとおり、申立人はB市C町にあった当該事業所に入社し、その後、同市D町の作業所の立ち上げに携わり、当該作業所で勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者全67人のうち、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、再取得している者が3人おり、

これらの者については、一時的な休職等、合理的な理由が確認できるものの、申立人については、申立期間においてこのような合理的な理由が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和 42 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 44 年 1 月までは 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 6 月から 44 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から53年2月まで
② 昭和53年3月から同年6月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できないとの回答をもらった。会社退職後、実家の酒店を手伝っており、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間①については、店に来る集金人に、母、姉、義兄及び私の四人分の国民年金保険料を渡しており、私の分が未加入・未納とされることは納付できない。

申立期間②については、私の婚姻後であるが、母がまとめて保険料を納付してくれたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、店に来る集金人に母、姉夫婦及び申立人の四人分の保険料を毎月若しくは2か月か3か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年8月、資格取得日は同年7月であるのが確認できることから、この時点で申立期間①のほとんどは時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の保険料と一緒に保険料を集金人に渡していたとする義兄も申立期間①の一部に未納期間が存在するなど、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間②について、申立人の保険料をまとめて納付したとする母も納付の時期及び金額についての記憶は曖昧であり、ほかに申立人の主張を裏付ける証言を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間①及び②において、申立人又はその家族が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年1月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、平成8年4月から10年1月までの納付事実が確認できないとの回答をもらったが納付できない。20歳になったときは大学生で、母親が仕送りのお金に国民年金保険料を上乗せして送金してくれた。当時居住していた市役所の窓口や近くの郵便局で納付書に現金を添えて自分で納付した。転居の度ごとに住民票を異動していたことから、市役所からは確実に納付書が送られており、毎月保険料を納付することができた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生生活をしており、20歳になると同時に市役所へ行って加入手続きを行い、国民年金保険料を毎月、市役所又は郵便局で納付していたとしているが、22か月もの長期間にわたり、関係機関が納付記録を入力ミスすることは通常考えられない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の平成10年2月及び同年3月分の国民年金保険料が12年3月13日に過年度納付により納付されていることが確認でき、申立期間の保険料は当該時点では時効により納付できなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から44年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。私は、申立期間の保険料をまとめて納めない
と年金が少なくなると言われたので、納付時期は不明であるが、市役所で申立期間の保険料を納付特例でまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

市役所及び社会保険事務所の記録により、申立人は昭和44年4月ころ、国民年金の加入手続きを行い、同年5月ころ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推定できる。

また、申立人及び夫の国民年金保険料納付時期や納付金額に関する記憶は曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、特例納付や過年度納付以外の方法での国民年金保険料の納付を申し立てておらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年12月まで

昭和47年5月から48年12月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間は国民年金加入期間であり、母親が国民年金への加入手続を行い、母親が毎月市役所の職員及び町内会の集金人に保険料を納めていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。納付済みと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び市役所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月から4月ころに払い出されたことが推認でき、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、母親が申立人の保険料を毎月市職員及び町内の集金人に納付していたはずであると申し立てしているところ、社会保険庁の記録により、申立期間直後の昭和49年1月から50年3月までの保険料は51年4月27日、50年4月から51年3月までの保険料は51年8月2日に過年度納付されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとの証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年3月まで
申立期間については、父親が国民年金保険料の免除申請を行っていたはずである。申立期間の記録が全額免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年11月以降に払い出されたことが推認できるとともに、制度上、免除申請はさかのぼって行うことができないため、申立人の父親が申立期間に係る免除申請を行うことはできない。

また、父親が申立期間における国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、父親も申請時期の記憶が曖昧であり、他に申立期間に父親が保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立期間以前において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月

昭和53年1月に退職し転居したため、転入届と加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。保険料の納付場所は不明だが、家族によると町内会で集金をしていたと聞いている。集金人の名前は分からない。親の面倒をみるため転居し、失業保険も待機期間無しで支給されたので、金銭的余裕はあった。また、同居していた義母が市役所の職員で年金制度にはうるさかった。そのため加入手続は忘れずに行ったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者回答記録票及び被保険者原票照会回答票をみると、厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和53年1月31日となっていることから、離職日は同年1月30日となる。また、雇用保険の被保険者総合照会でも離職日は同年1月30日となっているため、1月の厚生年金保険料は給与から控除されず、国民年金保険料を納付すべきだったと考えられる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳をみると、初めて被保険者になった日は同年2月1日であり、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の基礎年金番号情報照会回答票においても同様の記録になっている。このため、申立人が国民年金制度に加入したのは同年2月からで、1月分の納付書は発行されず、保険料を納付することは不可能であったと思われる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年7月までの期間、平成3年9月から同年12月までの期間、4年3月から同年4月までの期間、同年6月から同年10月までの期間、同年12月から5年3月までの期間及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から46年7月まで
② 平成3年9月から同年12月まで
③ 平成4年3月から同年4月まで
④ 平成4年6月から同年10月まで
⑤ 平成4年12月から5年3月まで
⑥ 平成6年1月から同年3月まで

私は、申立期間②から⑥当時、宿泊施設を営んでおり、国民年金保険料を支払えない経済状況ではなかったが、行政不信からあえて納めない期間があった。

平成6年か7年の冬でも真夏でもない、上着を着ない時期に市と社会保険事務所の職員ではないかと思う二人が家に集金に来たので、国民年金保険料を17万円から18万円納めた。その時、未納期間の説明を受けたか、領収書をももらったかは覚えていない。また、納めた保険料には妻の分が含まれていたか否かも覚えていないが、その日以来、催促を受けた記憶が無く未納は無いと信じていたので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする両親のうち、父親は既に他界しており、母親も高齢のため証言を得ることができないことから、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録より、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月下旬ころに払い出されたことが確認できるとともに、申立期間は未加入期間とされており、申立人が二十歳到達時に居住していたA市からは、申立人の国民年金加入記録が残っていないため不明であるとの回答がある上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間には納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと推認される。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、平成6年か7年ころに、納付督促のために家に来た市役所及び社会保険事務所の職員と思われる二人に保険料を一括納付したと主張しているが、この時点では時効により保険料を納付できない。

また、申立期間④、⑤及び⑥について、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであり、その時に納付した保険料額は約17万円から18万円であったと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、平成6年か7年ころに納付可能な申立期間の保険料総額とは大きく乖離しているなど申立内容が不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から43年3月まで

私が20歳になった時、養父が当時の町役場で加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、養父と養母の3人分を封書に入れ、養父もしくは私自身が役場窓口で持参して納めていた。加えて昭和54年8月ころ、健在だった養父から「年金は払ってある」と聞いているので、38年2月から43年3月までの国民年金保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に間接的にしか関与しておらず、かつ、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする養父はすでに他界していることから、国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない。

さらに、申立人と同居していた養父、養母、義兄の国民年金加入記録が存在しない上、氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人の養父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
自分の記憶では、A 県にある B 社に、昭和 32 年 8 月半ばまで勤務しており、その後 C 社 D 支社に勤務したはずである。

証明する資料は残っていないが、お盆休みで実家に帰り、休みが明けて A 県へ戻ってすぐに C 社 D 支社から話があり転職したと記憶している。申立期間について厚生年金保険への加入記録が無いということだが、当時、働いていない期間は無かったはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 B 社の親会社である E 社保管の従業員台帳 (B 社は平成 4 年 4 月 1 日付けで全員資格喪失) から、申立人は昭和 32 年 1 月 23 日付けで同社を退職していること、公共職業安定所の記録から同年 1 月 24 日付けで C 社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。したがって、申立人は、申立期間中、B 社には勤務しておらず、同社において厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間中、C 社において雇用保険の被保険者記録がある上、C 社 D 支社の H 部門の承継先である F 社 (C 社 D 支社は平成 15 年 7 月 10 日付けで全員資格喪失) 保管の社員台帳にも同様の記載があることから、C 社 D 支社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C 健康保険組合の承継先である G 健康保険組合保管の当時の被保険者連名簿には、C 健康保険組合における申立人の被保険者資格取得日が厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ昭和 32 年 3 月 24 日と記載されており、

同組合も当時、健康保険と厚生年金保険の加入手続は同組合が同時に行っていたとしている。

また、上記社員台帳には、申立人が昭和36年9月15日まで臨時員として雇用されていた旨の記載があるため、F社において申立期間当時、申立人と同様に臨時員として雇用されていた者の雇用保険の被保険者資格取得日と健康保険組合における被保険者資格取得日を比較してもらったところ、いずれの者も申立人と同じく、健康保険組合における被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日の2か月後であるのが確認できたことから、C社D支社は当時、臨時員については、雇用後一定期間、健康保険及び厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたものと推認される。

さらに、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がC社D支社において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 33 年 6 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答を受け取った。当時の給与明細が記された「給料及諸手当差引勘定書」を持っており、勤務していたことは明らかであるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「給料及諸手当差引勘定書」により、申立人は昭和 30 年 4 月から 33 年 5 月までの間、A 株式会社に勤務し、「社会保険料」が給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、「社会保険料」として記載されている金額は、ほとんどの月において、給与に見合った標準報酬月額から算出した厚生年金保険料の金額に達しておらず、むしろ、当時の雇用保険料に近い金額となっている。

また、申立人は、受け取った給与を給与袋のまま父親に渡していたとしており、厚生年金保険料控除についての具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から38年4月まで
② 昭和39年5月から40年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社A社(当時、B事業所)に勤務した申立期間①及びC事業所に勤務した申立期間②について、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

いずれの事業所とも給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとしているB事業所の当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができない上、当時の工場長は申立人について記憶が無いと証言している。

また、申立人は同僚の氏名の記憶が無く、同僚の証言を得ることができないことから、申立人の主張以外、当該事業所における勤務実態を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録に申立人の記録は無く、申立期間において健康保険被保険者証の番号に欠落は認められない。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとしているC事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったものの、当時の人事記録等を管理しているD企業年金基金は、申立人が申立期間に勤務していたかは確認できないと回答

しており、当時の同僚の証言を得ることもできないことから、申立人の主張以外、当該事業所における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚も当該事業所において厚生年金保険への加入が確認できない上、申立期間において健康保険被保険者証の番号の欠落は認められない。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。